

第5回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：平成29年3月8日（水）午後6時30分～午後8時30分

場 所：菊池恵楓園自治会ホール

出席者：※敬称略

委 員／内田博文	九州大学名誉教授	神戸学院大学教授
遠藤隆久	熊本学園大学教授	ハンセン病市民学会共同代表
小野友道	熊本機能病院顧問	熊本大学名誉教授
志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長	
中 修一	菊池恵楓園退所者	ひまわりの会会長
箕田誠司	国立療養所菊池恵楓園園長	
古澤広義	熊本県教育庁人権同和教育課長	
坂本弘一	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長	

報告者／泉 潤 熊本日日新聞社社会部部长

事務局／小夏 香	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課	課長補佐
吉原 繁	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課	課長補佐
矢野元樹	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課	主事
富田孝司	熊本県教育庁人権同和教育課	指導主事

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) マスコミ界の取組について
 - (2) 県の取組状況等について
 - (3) その他

【1 開会】

【2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ】

【3 議題】

(1) マスコミ界の取組について

(泉氏)

よろしくお願いたします。

マスコミの取り組みといたしても、戦後からこれまでの流れということで熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書におけるマスコミ界の報告をもとに、各所、私の見解を交えて、今後の課題を含めてお話できたらと思います。

戦後、ご存じの通り、民主憲法に変わったはずではあるのですが、ハンセン病については、戦前の人権侵害をそのまま引きずったような形が続きました。

特に戦後の「無らい県」運動の中で、菊池恵楓園 1 千床拡張というのがありましたけれども、その中で「ハンセン氏病根絶のために」と題した熊日の社説では「癩(らい)を根絶するのはそう困難なことではない。患者を全て救癩施設に収容しさえすればよいからである」ということで、戦前の「無らい県」運動と同じような形で、患者の強制収容を押し進めるような内容を主張していました。「癩に関する長い間の偏見を一掃すること、それが世界一の救癩施設を持つ地元民の第一の責任である」と結んであるのですけれども、全く戦前の救癩思想というのをそのまま引きずったような報道がなされていたということだと思います。タイトルでは、「ハンセン氏病」と題しながらも、中身は「癩」という言葉を使っているというような社説でした。

また、そのころの県内でハンセン病患者、ハンセン病の疑いをかけられた人が自殺したとかいうようなことも、興味本位というような形でそのまま掲載しておりまして、特に 1952 年、昭和 27 年の菊池事件ですけれども、「殺人はライ者の犯行？」という形で、大見出しで、いわゆる三面記事、社会面の記事が載っております。つまりハンセン病患者だろうということをクローズアップして、そこを興味本位で書いているような記事になっています。

不思議なのは、その後、裁判があるのですけれども、一審判決がわずか 12 行、その後の二審判決もわずか 12 行で、死刑確定を伝える記事もいわゆるベタ記事、大きな見出しも付かない記事で、ほとんど興味を失っているような書き方でした。今と比べれば新聞のページ数も違いますし、行数も短いのですけれども、その後の扱い方というのが尻切れトンボになってしまっている状況でした。

ご存じの通り、菊池事件については、いわゆる特別法廷という閉鎖された法廷での裁判であったわけですが、それについてももちろん全く触れていないという記事であります。その後、「救う会」が結成されて、第三次再審請求の際には非常に大きな見出しで報道し、関係者の声も伝えています。しかし、これも 1962 年のことで、焦点を当てるのが遅きに失したといえます。

それで、1953 年、昭和 28 年には、らい予防法改正闘争が始まります。恵楓園でも作業ストライキが起きており、それについては背景説明などはないままですけれども、特筆しておきたいのはこの際の社説でして、まず 5 月 30 日付で「らい予防法案と世間の偏見」という見出しで社説が出ています。この中で、改正らい予防法案の中身について説明した上で、

「入所者の方あるいは親族の方々、家族の方々が非常に心配している」、「公共の福祉を盾にしても、一概にこの懸念の声というのを拒否することはできない」として、「患者の声も十分に聞いて無理のない法案をつくりあげ、実施に際しては一方的な権利行使に陥らないよう」に、というくぎを刺しています。

さらに、その1カ月後の社説でも「らい患者の福祉をはかる」というタイトルで、「立法を成そうとする人たちや、真に患者たちの福祉を思うならば、患者の気持ちになって、その法案を完全なものに訂正することを望んでやまない」という形で、入所者の人たちの立場に立った社説を展開しています。当時ではある程度評価すべき社説であったのではないかなと思います。

もっとも、その同じ年1953年に、龍田寮の児童の通学を拒否するいわゆる黒髪校事件が起きたのですけれども、その際の一番最初に取り上げた社説で「一般児童と差別待遇することは基本的人権の侵害である」としながらも、「(通学に)全面的に賛成することはできない」というような社説を出したのですね。その理由は、「ハンセン病を恐れ嫌がる親の感情は簡単に割り切れるものでなく、親の感情は子どもにも反映され」と。そのことで「児童間で差別的待遇が生じる」と。結局、学校の現場で、また新たな軋轢(あつれき)が生まれるとして、実質的には反対論を展開しています。

しかし、その後、社説も少しずつ変わってきまして、中立的な立場から最終的には通学賛成に転じるのですけれども、社会にまだ偏見や差別が残っており、社会に軋轢を生むよりもそっとしておいて、社会的隔離はやむを得ないという考えが多かったように思います。これは結局、戦後の隔離政策を支えた論理であったのだらうと思います。その後の厚生省の考え方でも、社会的偏見差別が残っている状況の中では隔離が必要という論理は、ずっと残っており、これは現在に至ってもまだ根強く残っている論理じゃないかと思います。

それともう一つ、これについては「無らい県運動」検証委員会報告書の中で内田先生がお書きになっていらっしゃる、いわゆる戦後の「量の民主主義」と「質の民主主義」という点で、結局、単純な多数決という「量の民主主義」に対する「質の民主主義」の追求ができていなかったのではないかと思います。

ただ、1970年、昭和45年ですけれども、映画「あつい壁」が製作されました。これについては多くの県民が協力しており、全国的にも自主制作、自主上映映画の先駆けといえます。熊本ではいろいろハンセン病に対する差別事件が起きましたけれども、これを反省して、自主的な人権運動が生まれたということは、映画もマスコミの1つと考えれば、特筆すべき事象だったのではないかと私は考えております。

その後ですけれども、熊日の報道では、いわゆる慈善事業の対象として、「かわいそうな人たち」「同情の対象」という形で恵楓園入所者の方のニュースを取り上げています。ただ、1971年、昭和46年ですけれども「ハンセン氏病問題は終わったか」という題で、菊池恵楓園に直接足を運んで取材したような記事が出ております。園内の現状や特効薬の開発で、ハンセン病が不治の病でなくなったというようなこと、あるいは社会復帰が困難な理由と

いうのも紹介しています。

もっとも、その後、昭和 50 年代に入ると、おそらく全国的にそうだろうと思うのですが、ハンセン病報道が空白の時を迎えます。いわゆる闘争事件が姿を消し、園内の処遇改善、らい予防法の死文化というのが進みまして、前ほど目に見えるような形での隔離の弊害が出なかったせいかとも思います。

その中で特筆すべきなのは、1977 年、昭和 52 年に三宅一志さんという記者が、朝日新聞の香川版で、確か 129 回におよぶ大変長期の連載をされました。これはその後、「差別者のボクに捧げる！」という題だったと思いますけれども本になっております。

これは非常に優れた連載でして、日本において初めて隔離政策の歴史を掘り起こし、その害というのを指摘した連載であったのだらうと思います。初めての本格的な報道だったと言ってもいいと思います。ただ、これは香川の大島青松園が舞台で、熊日の連載「検証・ハンセン病史」にもインタビューがありますけれども、だいぶ三宅さん自身や朝日新聞に対して、入所者やあるいは関係者の方から反発があって、抗議の電話が殺到したというような話もあります。結局あのととき、その後、全療協（全国ハンセン病療養所入所者協議会）の会長もされた神美知宏さんが園内放送で取材の協力を呼び掛けたというようなことで、なんとか進めたという話を聞いています。処遇改善が進むソフトな隔離の中で、これ以上、寝た子を起こさないでくれというような意識も生まれていたのだらうと思います。

マスコミというのは、当事者の方との軋轢を敬遠するところがありますので、そういう意味で、当事者を出すことのタブー化ということが生まれてきたのではないかと私は考えています。これは例えば、差別されている人たちに触れないことを一種の思いやりと捉えるような倒錯した論理さえ生まれるところがあったのではないかなという気がしております。

結局のところ、当事者の人たちが声を上げずに、沈黙しているとマスコミというのは、やはりなかなか取り上げない部分がある。特に当事者の人たちからさきほどの話のように反発が生まれた場合、そこできちんと信頼関係をつくって報道するというのは、非常に難しいことです。それができる記者が、なかなかおらず、この三宅さんぐらいではなかったのかとも思います。

朝日新聞につきましては、こういう三宅さんの非常に優れた報道があったのですが、これは香川版という地域版だけに終わって、その後、朝日新聞自体が三宅さんの優れた報道の伝統というのを引き継いだような形にはならなかったようです。

熊日についても一緒でございます。結局、ハンセン病報道が本格化してきたというのは 1996 年、平成 8 年に、らい予防法廃止の機運が盛り上がってきまして、その中で初めて、らい予防法の弊害を、取り上げるようになっていきました。

そのとき私が大津の支局長で、当時、合志が管内にあったことから恵楓園に通わせていただいて、お話を伺うということができるようになりました。そのときに初めて「しあわせの風見鶏」という連載をしたのですが、あのとときで何回くらいでしたかね、20 回

くらいやっていたと思いますけれども、入所者の方にそれぞれお話を聞いて、それで隔離政策の歴史に触れようというのは、熊日にとりまして初めての取り組みだったと思います。

特に、先ほど言いましたように、報道というのは当事者の方のお話を聞くというのが大原則であるのですけれども、やはりその隔離政策の中で壁があって、らい予防法廃止の機運が盛り上がるまで、当事者である入所者の人たちへ直接声を聞くという記事はなかなかなかったわけです。どうしても園の園長さんや、一部の自治会の役員の方の話に終始してきたのではないかと考えています。

私の曾祖父が長島愛生園の入所者だったのですが、この「しあわせの風見鶏」の取材をした後、初めて、このことを知りました。そのとき思ったのは、私が「しあわせの風見鶏」やその他のニュースなどで、ハンセン病問題を知らない、知ろうとしない一般社会を批判してきたのですが、一番知らなかった、知ろうとしなかったのは自分ではなかったか。そのことに一番、私自身が非常にショックを受けました。

「しあわせの風見鶏」の取材でお聞きしましたけれども、皆さんが入所してハンセン病に罹患したとなったときに、皆さん自殺するというより存在自体消えてなくなりたいと言ったというのが、私自身が曾祖父の痕跡を探しに長島愛生園へ行ったときに、本当に一切何も残していなかったというのを知りまして、ハンセン病問題の根深さというのですか、なんとなく分かったような気がします。朝日新聞の三宅一志さんが書いていますけれども、あの方の親族にもハンセン病の患者さんがいらっしやって、そういう意味であるような報道ができたのかなとも思っています。

2001年（平成13年）になって国賠訴訟の熊本地裁の判決がありました。このとき小泉首相の政治判断が注目され、報道も非常に熱を帯びて、入所者の人たちの声を伝えるようになっていきました。控訴断念も、マスコミや世論の後押しという形でしたので、本当にハンセン病問題に対する社会の理解が進んだというふうに、私どもも思いました。

このハンセン病の国賠訴訟の熊本地裁の判決の後、「検証・ハンセン病史」という長期連載を手掛けました。これは足掛け3年にわたっての長期連載だったのですけれども、非常に集中的にやりまして、それまで発掘されていなかった資料から詳細に書いて、読者の方の反響もあり、そのころは新聞だけに限らず、各地元のテレビも非常にいろんな形で特集の番組を組んだり、熱心に恵楓園を取材しておりました。

そういう形で、非常に社会の理解が進んだものと思っていたところで、2003年のいわゆる黒川温泉の宿泊拒否事件というのが起きます。これは本当にまさか、よりによって熊本でという非常にショックを受けたのですけれども、それ以上にショックだったのは、そのころ私も取材しておりましたけれども、こちらの自治会に寄せられた誹謗中傷の声です。今で言うヘイトスピーチのようなものが多数寄せられたのですが、それ以上に、大変理解して支援してくださる声というのはたくさんあったのですけれども、あれだけたくさん来るといえるのは、私自身が読んでいて胸が悪くなるような、ちょっと本当に気分が悪くなっ

て、ここ（自治会会議室）で寝かせてもらったこともあったのですけれども。

なぜ私たちはあれだけ報道していたのにこんな形になったのだろうかという、あのときは本当に考えさせられました。結局、世論が理解したというふうに思っていたのは、理解ではなくて、あくまで、やはりかわいそうな人たちに対する同情でしかなかったのではないかと。それで、私どものマスコミの報道というのも、きちんとした深い理解を促すような形での報道ができていなかったのではないかという反省をいたしました。

あのときは熊日へも多数電話がかかってきました。一番多かったのは、私はハンセン病の入所者の人たちに対して決して偏見・差別を持っていませんけど、社会はまだ偏見や差別を持っている人がたくさんいますよと。だから、もう少し偏見・差別が解消されるまで、一般の温泉に入るというようなことをやらないで、もう少し待ったらどうかという意見が多数寄せられました。

これは一見、正論として、非常に受け入れられやすい論理だろうと思います。ただ、誹謗中傷のはがきの中に「温泉に入るよりも骨壺に入れ」というのがありましたけれども、あのころで平均年齢おいくつですかね、70代後半くらいだと思います。高齢者の方にももう少し待てというのは、結局のところ「温泉に入るよりも骨壺に入れ」というのと本質的に一緒ではないかと、思っておりました。先ほど言いました黒髪校事件もやはり社会に偏見差別が残っているから、学校に通うというごく普通の行為を「待て」という結果になりました。社会というのは、一見理解を示しているようでいながら、同じ論理を繰り返しているということだと思います。

あのとき NHK の元アナウンサーの方で、山梨県の小川正子記念館の館長をされていた方が、非常に恵楓園の自治会に対して批判するような本を出しました。熊日の報道も批判するようなものだったのですけども、「がむしゃらに主張する元患者」というような言い方をしています。私も一度お会いしましたが、その方が岡山の勤務時代に長島愛生園にボランティアのような形で通っていたのですが、いわゆるパターンリズムといえますか、結局、かわいそうな人であってほしいという思いがあったのではないかと感じました。

ただ、これはともすれば社会にとっても受け入れられやすい考え方だろうと思います。この方は、ハンセン病の識者として山梨県では啓発活動の中心だった方なのですが、一部ではこういう方が啓発を進めているということです。朝日新聞の山梨県版が、この方の主張をそのまま、何の批判もせず、記事として掲載しています。私から、この方の主張自体はもとより、そのまま載せるというのも問題があるだろうということを指摘をしたこともありました。

結局のところ、国賠訴訟の熊本地裁判決以降、報道は大変増えましたけれども、その中身は、記者の理解のレベルからすると、かえって弊害になりかねないような報道というのが、実は多々見られたのではないかと思います。戦前から続く「かわいそうな人たち」、「同情の対象」という浅い理解のままで伝えている部分がいまだにあるのではないかという気がしています。

宿泊拒否事件のときは、われわれもいろいろ報道の仕方を悩みました。今でもちょっと覚えているのですけれども、ある地元のテレビ局が、ネットでアンケートを募った結果、県が里帰り事業を進めたことに対して反対の声が多かった記憶があります。

そもそも差別の問題というのは多数決で決めるような話ではないと思うのですけれども、先ほど申し上げた「量の民主主義」といった多数決、そういう形で、世論が分かれている、報道がされているということが、まま見られたと思います。ハンセン病報道を通じて社会の中に起こっている偏見・差別にきちんと向き合った形で報道してきたのかどうかということは、あらためてこの宿泊拒否事件のときに、問われたのだらうと思いますし、いまだにそれは問われているのではないかと思います。

このことを改めて思いましたのは、昨年 2016 年の神奈川県相模原市の障害者殺傷事件です。このときに死亡者の方々を神奈川県警が全て匿名で、A 男さん、B 子さん、C 子さんというような形で発表しました。

このときの神奈川県警の論理としては、遺族の方々の意向を尊重し、施設に知的障害者として入る家族がいることを知られることを防ぐ意図があったのだと思います。

これについては、ハンセン病施設の中の入所者の方々が偽名のままという問題と、根っこではつながっているのではないかと思います。いわゆる死亡者の方を实名で取り上げるか匿名で取り上げるかというのは、またこれとは別の話なのですけれども、健常者については名前を発表するところを、なぜ障害者の方々については匿名にして、差別と言わないにしても、区別をしなければならないのかと思います。

これは配慮ということでしょうけれども、配慮ということですからそういう人たちは存在として結局なかったことにする、健常者と区別することでそこに壁をつくってしまう。その人たちは、どういう存在であったかというのは、実名でないで遺族の方を取材するのは困難であり、なかなかたどり着けない部分もあります。

きちんと当事者の声を聞いて、タブーにせず、いろいろ軋轢があるでしょうけれど、まず、社会にある偏見差別ときちんと対峙していく、向き合おうという姿勢をマスコミが示さない限り、こういう形で偏見や差別があるから、当事者の人たちはなかなか声も上げずに沈黙していくという状況がハンセン病と同様に続いていってしまうのではないかと思います。私には抱えています。

らい予防法廃止前から報道が本格化したと言いましたが、昨年らい予防法廃止から 20 年を迎えました。家族の方々に焦点を当てた連載をいたしました。以前であれば、家族の方々があれだけ私たちに話をしてくださるというのは、考えられないことだったと思います。やっと 20 年たってそういうような連載ができたかなと思います。皆さんとある程度お話ししていただけるような信頼関係を、少しずつですけれども、20 年たってこれくらいと言われるかもしれませんけれども、やっとそれぐらい築いたのかなという気がします。

私どもの報道に限らず、たとえば山陽新聞さん、岡山県にありますけど、一昨年からで

したか、長期のハンセン病に対する連載をしまして、非常に優れた連載で、早稲田のジャーナリズム大賞を受けました。長島愛生園と邑久光明園がらい予防法廃止や国賠訴訟のときに入所者間の意見が分かれたということもあって、これまで取り組みが難しいところもあったようですけれども、家族訴訟を機に力を入れて、非常にいい報道をしています。

また、新潟県にあります新潟日報、新潟県はご存じの通り、療養所はありませけれども、新潟大学の宮坂道夫先生であるとか、あるいは敬和学園大学の藤野豊先生という、熱心にハンセン病問題の研究をされている先生がおられますので、そういう影響もあって新潟日報も力を入れています。

あるいは信濃毎日新聞。ここも療養所はありませんけれども力を入れて報道されています。

今申し上げた各例のように、本当にきちんと当事者の方たちと向き合って、ハンセン病問題の課題に向き合う報道は、少しずつですけれどもいろいろな形で生まれてはいるのではないかと思います。

ただ、先ほど言いましたように、浅い理解のままで、「かわいそうな人たち」「ただの同情」というだけで終始するような報道が続けば、また同じようなことを繰り返すのではないかなと思っています。これについては地道にきちんとそれぞれの記者が勉強して、特に当事者の方たちに向き合って、そして社会問題に向き合う姿勢を示すことが、大事なのだろうと思います。

最後になりますが、マスコミだけではなくて今一番本当に頭が痛いのは、ネットがいろいろな形で大きな力を持ってきていることです。皆さんご存じの通り、虚偽のニュースというのが流れるようになっていきますけれども、今、ハンセン病に限らず、いろいろな形のヘイトスピーチ並みの情報というのがネットの中に流れています。特に若い人たちは、残念ながら新聞の読者が減ってしまして、小学生からスマホになじむようになって、むしろテレビや新聞よりもネットの情報というのが非常に大きな位置を占めてきています。

私どもマスコミも学校現場と一緒に、今「NIE」という「教育に新聞を」という運動をしていますけれども、こういったことを含めて教育現場の中でマスコミもお手伝いをして、若いうちにきちんとした理解を助けるような活動をしなければいけないのではないかと、特に熊本の場合は、この点について期待されているというふうに感じております。少し長くなりましたが以上でございます。

(内田委員長)

ありがとうございました。それでは、委員の先生方からご質問やご意見があればちょうだいしたいと思います。

(中委員)

21年前のらい予防法廃止のとき、ちょうど私、自治会の渉外委員をしてしまして、あれこそ今まで何の取材にも来られなかったメディアの方々が、テレビ、新聞各社、ラジオまで来て、入所者の中から取材に応じてくれる人を探すのにとても苦労しました。新聞とラ

ジオは顔を出さなくてもいい、話すだけでいいということで、話すのはあの人にあってくれとか紹介をしてました。

テレビ局を言いますけど、KABが、テレビがインパクトが強いからなんとしても映像でこれまでのハンセン病問題を勉強しながら撮りたいということで、交渉があり、非常に苦労しました。

結局は、ご覧になられたかも分かりませんが、「『ハンセン病』～家族と引き裂かれて～」というタイトルで1時間番組が放送されました。このとき、仲間からは「今さら、らい予防法を廃止にするためのキャンペーンで、毎日のように新聞社の記者さんやらテレビ局の人たちやらが来ているけども、このありのままの入所の中をそんなに取材させていいのか」と。それこそ寝た子を起こすなとか、だいぶ非難も受けました。

私が、一番理解をしてもらわないといかんなと思ったのは、らい予防法が廃止されたら、非難をする仲間を含め、園で暮らせる根拠がなくなるのではないかということ。その後、志村さんたちが立ち上がって国賠訴訟に発展して、入所者からあるいは園幹部からも気を遣いながらの裁判闘争だったですから、原告であることを隠して、私は渉外委員をしていました。当時の役員も私が原告であることを知らなかったと思います。

そうした中で、らい予防法廃止のころ以上の報道関係者がどっと入ってきましたよね。熊日さんももちろんだけど、全国紙も本当にたくさん入ってきて、その対応で追われました。そのときも、やっぱり私たちの仲間から、裁判で勝ったときの心配、あるいは負けたときの心配がありました。私なんか「ハンセン病タレント」なんて言われるほど、テレビやいろんなものに出てまして、今思うとその戦いがあったから、私たちが社会で暮らせるようになっていったのだと思います。

だから私はあのころを思い出しながら、やっぱり自分が変わらないと人を変えることはできない、当事者がやっぱり、自分自身の仲間たちがらい予防法によって、痛めつけられてきたことを、報道を通じて社会の方々に分かってもらう。そういうことをやってきたから、ハンセン病の障害を持ちながら社会で暮らせるようになったのだと思っています。

私が、今回社会復帰するとき、2002年1月に、多くのマスコミの方々が「中さん、社会に出て不安はありませんか」と、尋ねられましたね。あのとき私はこう答えたのです。「社会の中で、ハンセン病のことを全ての人が理解してから社会復帰しようと思ったら、命がいくつあっても足りません」と。理解がある人が半分、そうでない人が半分いても僕は社会で生きていこうと思っていました。

そういう覚悟を持って退所しているのですけれども、そのとき社会で暮らしていても、記者さんたちが「中さんは、なんでそんなに強く生きていけるのか」と聞かれることがありました。よく考えてみると、それは私が強い人間であるのではなくて、マスコミの皆さんが私を強くしてくれたんだと思いました。だって私は新聞やテレビで顔が出てしまっているから隠しようがないので、「中修一」という人間で社会で生きていけないといかんからですね。だから「それはあなた方のおかげで、こうして社会でありのままの姿で生きてい

けるんです」そう言いました。

私は熊本県に住んでいて、他県よりも啓発が進んでいるというのを実感しています。それは二つ挙げられるのですが、一つは、らい予防法廃止後の国賠訴訟のとき、圧倒的にメディアの方々が県民の皆さんに報道してくれた。それは、カラスが鳴かない日はあってもハンセン病問題がテレビや新聞に出ない日はないぐらい、2001年前後は報道してもらったから、県民の皆さんがある程度関心を持ってくれたのだと思います。

もう一つは、司法の場ではハンセン病問題は解決されたと思って喜んでいたその1年半後に、あの宿泊拒否事件が起きて、潮谷知事が記者会見を開いてそれを公表したことで、またどおっと報道関係者がハンセン病を大々的に報道しました。そのことでまた県民の皆さんに関心を持っていただいたのだと思います。

実際、熊本県から長崎県に行った私の仲間から、老人ホームの院長に「ハンセン病の療養所にいたことは、ここでは一切語らないでほしい」と言われ、熊本に戻りたいという相談を受けています。そういうこともあり、おそらく療養所のない県では、まだまだ啓発は進んでいないだろうと思っています。

ですから、私はハンセン病問題に関する大きなトピックが定期的にあるほうが、これを報道してもらおう機会が多くなり、かえって、人々の理解が深まるのではないかとさえ思っています。すみません、長い話でした。

(内田委員長)

この間、厚労省の検討会で退所者の方から聞き取りを行いました。東京と大阪でしたけど、中さんもその一員で、多くの方は今後は療養所に戻ることを検討せざるを得ないとおっしゃっていました。どうしてかという、差別や偏見が残っており、国賠判決後もそれがほとんど変わっていないことを改めて実感したということでした。

確かに、国とか自治体とかいろいろなところが差別の撲滅に対する取組みをやったけれども、実効性という観点から見たときに、本当にどのくらいの効果をあげているのかと考えてしまいます。そういう意味でハンセン病に対する差別偏見の撲滅を考えていくときに、状況の変化が生まれているということを、われわれは自覚しなければいけないのだと思うのですね。

泉さんがおっしゃったようにヘイトスピーチとか優生思想というのが、インターネットの世界から現実の世界に流れ込んできて、そういう状況の変化を含んだうえでの差別や偏見の撲滅に取り組んでいかない。圧倒的な洪水の元で部分的にやっても、これをゼロにするというのはなかなか難しいという状況が生まれていると思います。

特にインターネットの世界は、活字の世界とは違う形で情報が洪水のように流れて、世界中を駆け回ります。これを消すことがなかなか難しい。そういう今までと全く違った信頼の構造を持っているものに対して、どう対峙していくかということを考えていかなければいけない時代になったわけですね。

それはメディアだけの責任の問題ではなくて、国や自治体の問題でもあるし、法曹界の

問題でもあるし、医学界の問題でもあると思うのですが、そういう観点がどの世界でも十分ではないのではないかという気がします。

国・自治体、あるいは、法曹界、医学界、メディア、それから教育界など、優生思想の危険性というのを真剣に考えて、取り組む気があるのかなという感じがします。

その辺について、少し泉さんのお考えとか、ご意見があれば教えていただければと思います。

(泉氏)

私どもが報道しました熊本大学の骨格標本の問題がありますけれども、あれも非常に医学界の中で色濃く残っていた優生思想の一つだと思うのです。そういう意味では、熊大医学部も取り組みをされているようですけれども、あらためてハンセン病問題を、医学の倫理上の課題としてきちんと伝えていくというのは、必要なだろうと思います。

また、医学界だけでなく、内田先生がおっしゃるように、こういう場というのも一つでしょうけども、各界全てハンセン病問題における当事者ですから、当事者としてどう考えるかということ、それぞれの中で問い掛ける作業は常に必要だと思います。

さきほど、中さんからマスコミに鍛えられたとおっしゃっていただきましたが、逆にハンセン病問題というのは、非常にマスコミを鍛えたと思います。マスコミだけでなく、各界が当事者として考え、それをきちんと広げるような形でのやり方を、考えなければいけないのだと。

ただ、差別の問題というのは難しいところがありまして、いまだに家族訴訟でも多くの原告の方々が匿名でいらっしゃる。そういう意味で、私も先ほど言いましたようにハンセン病患者家族の端くれでありますので、らい予防法廃止から20年以上たって、いまだにまだそういう状況であるということについて、じくじたる思いがあります。別に実名を出さなければいけないと思っているという話でも、私のようにカミングアウトすべきというようなことでもありませんけれども。

また、いまだに社会の中で差別は解消されたと言いながら実は解消されていないし、自分は差別していないと言う人たちも、実は内なる優生思想というのは持っていると思うのです。特に、ネットのように匿名で言えるところでは内なる優生思想というのは、いろんな形で出てきやすいのだと思います。

相模原の殺傷事件でも、容疑者の主張に共感できるという意見がネットでだいぶ流れましたよね。そういう形で建前では抑えている部分が、言論が、ネットという匿名で誰でも発信できる道具を得たところで、建前を打ち破って公になって出てきてしまっている。それが特に大人だけではなくて、子どもたちまでさらされるという状況になっている。これについてどう対処していくかというのは、非常に難しい問題ですけれども、先生がおっしゃるように差別の問題というのは状況が変化しており、また新たなステップに入ったのかなというふうに思います。

(遠藤委員)

内田先生と泉さんが挙げられたように、私の問題意識も共通しているのですが、ネットという媒体は匿名性の社会で、匿名でなんでも言えるネットは、ある種パンドラの箱を開けてしまった状態で、建前に対する「本音のようなもの」が、溢れ出ている。

これは、日本の人権教育、学校教育もそうですけども、きちんと本音で物事を考えるということができていないと、ネットというツールの中で「本音のようなもの」が大きく暴れだす危険があると思います。

また、泉さんから、「配慮」ですとか、「浅い理解」ですとか、「タブー」というお話があったように、過去も今も同じことが繰り返されていましたが、第4の権力ともいえるマスメディア、というかいまはジャーナリズムがすごく弱っているという危機感も持っています。

あるときには集中して取り上げるけれども、その問題が賞味期限が切れるといつのまにか消えてしまうという傾向は、ジャーナリズムであるよりは、ラスキャンダリズムに走る傾向があるのではないかと思います。

そういう意味で、報道関係にいる方たち一人一人が、今後、強いジャーナリズム精神をしっかりと守っていくためには、自分たちの中でそれを検証する仕組みというの、持っておいた方がいいのかなという気がします。

(内田委員長)

先ほど、泉さんの報告にありました、メディアと学校が連携するプログラムは非常に魅力的だと思うのですが、いろんなところでアンケート調査をすると、小学校、中学校はまだしも、高校と大学では人権教育があまりされていません。

だから、せっかく小・中でやっても高校・大学で視野が元に戻ってしまい、そのまま社会に出てしまう。人権教育のターゲットと言うとおかしいですけど、高校・大学も対象としなくてはいけないのではないかと思います。高校や大学でも人権教育、特にマイノリティの問題に関わる教育や研究を熱心にしようという動きがありまして、そのプログラムが考え出されているところであります。

そういう高校や大学での取り組みについて、メディアの方々に連携してやっていただくというのは非常に効果が大きいかないかなという気がするのですがね。

(泉氏)

一昨年でしたか、私、天草高校に呼ばれてハンセン病問題の講演をしました。ちょうど選挙年齢が18歳に引き下げられることがありましたので、それを絡めて話をしたのですが、結局、民主主義に参加していく中で、決して民主主義は多数決で形成されるという、そういう単純なものではないということを、ハンセン病問題からくみ取ってほしいというようなことを話しました。

憲法も含めて考えて、少数意見を尊重するということを学ぶうえで、ハンセン病問題というのは広がりを持つと思いますし、社会事象と学校教育とを結び付けて考えることについてマスコミの側からお手伝いできる部分があるのかなというふうには思っています。

(志村委員)

2点いいですか。1つは相模原事件について、事件を犯した彼に対しては責任能力があるということが決まりました。何年前だったか、時の人である石原慎太郎が地元障害者施設を視察して、その帰りに「彼らには人格があるのか」ということを発言したという報道がありました。そのとき、何を言っているのだという思いがありましたが、われわれもそういうふうに社会は見ていてのではないかと、また、多くの重度障害者に対して、事件の彼だけではなく、多くの人があるように見ているのではないかと私を強く感じました。

そして相模原事件が起きました。これは起きるべくして起きたというふうに思います。ハンセン病に対しても、社会で生活していくということについて、なんでお前たちは人並みのことをし、人並みのことを言いきるかというような見方がまだ消え去っていないと思うんですね。

そこには優生思想という形で語れるかどうかは別としても、相模原事件は起こるべくして起こったし、われわれのハンセン病についても、いつ身の危険を感じるような事態が起きるかわからないと感じています。

それと、お配りした資料は、現在あります社会交流会館についてです。昭和65年に建てられており、老朽化している建物ではありますが、現在の建物を本館、そして新しく建てる方を新館として建てようということを考えています。園の方からも次年度の予算要求に新しい社会交流会館を建設しようという提案を本省に上げるということで、これをぜひ実現させたいということです。本館と言いました現在あります社会交流会館は、850点ある油絵を主体とした資料館ということで使っていこうという構想を立てています。

それともう1点は、皆さん報道でご存じのように最高裁判所が現地調査をやって、第三者委員会が立ち上がりました。そういう中で、最高裁判所長官が、遅くとも1960年以降において事務総局が許可をした出張裁判については、これは違法行為であるということを認めました。また、このことによって社会に偏見と差別を定着させたと、そういう立派な発言がありました。

その後も私は事務総局の方に行き、お話を聞きました。遅くとも1960年と言うけれども、じゃあ、それ以前があるはずじゃないのかと。それはいつかといえば、最高裁判所の裁判官会議を開いて、ハンセン病の刑事事件の出張裁判をやるかどうかを事務総局に任せるとした昭和23年3月と。

だから私が事務総局に、昭和23年3月に決めたその裁判官会議というものは、現憲法が基本的人権についてあれほど詳しく書いているにもかかわらず、そのときの判事たちは全て旧帝国憲法を学んだ人たちでないか。

このことから、憲法判断をしなくていいということは、それはおかしい理屈であって、私は納得できないというふうに言いました。そして事務総局長が言ったのは、「現在の裁判官は全て現在の新憲法を学んでおります」という回答でした。

そういうこともあって、私は、現在ある刑務所を残してくれということはずっと言って

きました。何回も話すのですが、あの刑務所は、1985年に出来て1986年4月に開所し、それから10月までたった1人が入ったのです。裁判所が謝らない以上、これは裁判長、最高裁判所だって過ちを犯すんだ、ということをするために、あれを残すということはずっと言ってきました。

(平成28年4月の最高裁判所による謝罪があり) それで半分は片付いたわけです。半分は解決したのですが、今もあそこの地所に平成33年7月開校で小学校と中学校、合わせて1,200名収容の学校を造ることとなっています。

そういうことで、現在のままの刑務所を小学校の校庭に置くわけにはいかないということをして、具体的にどうするかということについては、まだ結論が出ていないのですが、私としては今度、合志市の教育庁が示す図面を見たうえで、場合によってはなんらかの形で恵楓園に移築できるものは移築するという形で解決を図ることができないものだろうかというふうに考えています。

自治会としても、現在のままの刑務所を学校の校庭に残すわけにはいかない。また、修理するのにも、雨漏りがしていたり、2階に上がったなら木が生えているとかいう話です。相当のお金もかかるでしょうし、刑務所をあそこに残すということについて、すでに校区ごとの話し合いが行われているという状況があります。

その中には、あの刑務所は駄目だと。なんで壊さんかというような話も出てきてまして、私たちが地域住民に対して、意固地になってあれを残すということは啓発という形にならないだろうというふうに考えております。

もちろん、残すべき価値はあるし、残さないといけないと思います。けども、現在ある所にあくまでも固執するという形ではなくて、皆さんの了解も得ながら円満に解決していきたいというふうに思っていますので協議をお願いいたします。

(内田委員長)

今の問題は、また後ほど取り上げさせていただきたいと思います。志村さんありがとうございました。

それでは、時間の関係で、まだまだ泉さんや委員の皆様の御意見を伺いたいのですが、さしあたり以上にさせていただきます。

次に議題の2の方に移らせていただきます。県の取り組み状況について事務局から報告をお願いします。どうぞ泉さんもそのままお座りいただいて、ご意見等がございましたらよろしくお願いします。

(2) 県の取組状況等について

(矢野主事)

それでは、県の取り組みについて健康づくり推進課と教育庁人権同和教育課からご報告をさせていただきます。

まず、お手元の資料の2の1では平成28年度の県の取り組み状況ということで報告させ

ていただきます。

早速ですが、左の事業名の（１）、まず本委員会について。28年度は第４回と本日の第５回目、こちらを開催しております。それぞれ４回目と５回目で法曹界と、本日のマスコミ界からのご報告いただいております。

少し飛ばしまして事業名（４）でございます。熊本県ハンセンフォーラム2016を開催いたしました。内容は二部構成とさせていただき、県内の小中学校と大学の取り組みを発表する第一部、それから家族の問題についてリレートークを行う第二部を実施しております。参加者約150名と、啓発イベントの参加者としては決して少なくない方においでいただいたのですが、会場の規模からしますと、テルサホールを借りておりますので、いささか寂しい雰囲気もございました。内容については志村委員にもご登壇いただいて、とても充実したものであった半面、集客についての課題を次回以降の開催に残しております。

次に事業の（５）でございます。医療福祉研修会を開催しております。退所者の方にとって暮らしやすい社会とするために療養者会の医療福祉関係者向けに行った研修会でございます。医療・看護編、それから福祉・介護編と日程を分けて実施をしております。先月2月25日（土）には医療編を実施し、箕田委員及び野上副園長に講師を務めていただいております。その翌週、先週のことですけれども3月4日（土）には福祉編を実施し、こちらは中委員に講師を務めていただいております。参加者はそれぞれ30名と21名です。講義に入る前、社会交流会館内の資料展示室を学芸員の原田さんにガイドいただいた流れもあり、とても分かりやすくハンセン病問題の歴史等、医療介護に係る専門的実務的なことを学ぶことができたという感想をいただいております。取り組み計画の中でも申し上げますけれども、研修会は来年度以降も実施の方法等について検討をして、継続して実施していく予定でございます。

続けて資料の2の2で健康づくり推進課の29年度の取り組み計画について申し上げたいと思います。

まず、おおむね例年実施の事業については継続して実施をさせていただく予定であります。

そのなかで、事業名（１）、本委員会についてでございます。来年度も年2回程度、実施を予定しております。6回目と7回目にあたる会を実施を予定してします。そのうちの来年3月開催予定としております第7回の委員会については中間報告の取りまとめを行い、ご報告をすることを予定しております。今から2年前に設置された本委員会ですけれども、発足当時の計画では、おおむね5年間を目途に取りまとめを行うという予定としておりましたので、来年度設置から3年目という折り返しの時期に、一度中間報告という形で委員会へのご報告、意見交換等まとめることができたらと思っております。

飛ばしまして、先ほど28年度の取り組みでも申し上げました（４）のハンセン病医療福祉研修会でございます。来年度の実施で第2回目でございますけれども、開催趣旨に関しましては同趣旨で開催を予定しております。それから実施の内容、方法等について第1回

目の実施を受けて、検討が必要なところもございますので、実施時期も2月ごろとさせていただきますが、こちらにも実施の方法いかんによっては変更となる可能性も考えております。特に第1回目に講師にお越しいただいた箕田委員、中委員、また医療関係の研修会でございますので小野委員からもアドバイス、ご意見等々いただきながら、実施については検討してまいりたいと思っております。

以上、健康づくり推進課から28年度の取り組みと29年度の計画を報告させていただきました。

(富田指導主事)

続きまして、県教育庁人権同和教育課の今年度の取り組みと次年度の計画についてご説明いたします。同じく資料の2の1を先に説明をさせていただきますと、2の2に続けたいと思います。まず2の1の今年度の事業ですけれども、3つご報告いたします。

1つ目は若手教職員のための菊池恵楓園の現地研修です。自治会の協力をいただきまして8月に実施をいたしました。昨年度から始めた事業でございます、来年度までの3年間で県内全ての小中学校および県立学校等からの参加を実施するというものでございます。本年度は180名の参加で、私立高校の方からも参加要請がございまして10名弱の参加をいただいております。内容としましては、志村会長、太田副会長のご講話、ボランティアガイドの方々の協力を得ましたフィールドワークということで進めさせていただきました。

2つ目は、各学校におけるハンセン病回復者等における人権に関する研修でございます。昨年度、合志市の方よりご提供いただきましたDVD等を用いまして、各学校の実態に応じて研修をしていただいております。特に本年度の新規採用者等につきましては、このDVDの視聴を必ずしていただくようお願いをいたしました。また、PTA等を対象としましては、昨年度本課で作成しました人権教育啓発リーフレット等を活用した研修を働き掛けております。また、1番目に報告しました若手教職員のための研修に参加した教職員については、各学校で資料を作成して研修を行っていただくと。全ての参加者が研修を実施しております。

3つ目でございます。その他の研修会、本課の主催の研修会におきましては、同じく人権教育啓発リーフレットを活用しまして、ハンセン病問題が本県の重要な人権問題であることを周知していくということでございます。

続きまして資料2の2、来年度の計画でございますけれども、同じ3つを挙げさせていただきます。

まず1つ目の若手教職員のための菊池恵楓園現地研修は、3年目の取り組みとなりまして、次年度で全ての学校からの参加を得ることになります。時期は6月の実施ということで、また自治会のご協力をいただきまして研修をさせていただきたいと思っております。なお、平成30年度以降の研修につきましては、自治会のご協力を得ないといけませんので、ご相談をさせていただくということでございます。

2つ目の学校における研修につきましては、先ほどの現地研修の研修者の各学校での研

修というのが3年目になりますので、それぞれの研修資料の集約等をしまして、研修教材、学習教材の集約にも努めてまいりたいと思っています。その他、本課での研修では同じようにリーフレットを利用しまして、ハンセン病問題が本県の重要な人権課題であるということを知るといふ計画であります。以上でございます。

(内田委員長)

ただいまのご報告、ご説明につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

(遠藤委員)

人権教育のことについて、たびたび発言して申し訳ないのですが、ハンセン病市民学会でも、学校現場での教育が一番大切ではないかと思っております。内田先生もこの点を強く指摘されております。学校教育をしっかりとやってもらうためには、教師の人材育成が重要になると思います。例えば、研修を受けた後にその報告を行うだけではなく、ワークショップという形でその場で参加された皆さんが自分の学校現場での体験等を話し合いながら、議論を深めていくようなことが有効だと思います。

大学も今、アクティブラーニングなどの取り組みをすすめています。受け身の座学以外に自主的な議論がなければアクティブな問題意識はなかなか育たないと思います。もし時間があればということではありますが、単なる報告にとどまらず、皆さんで知識や経験を共有するような試みをお考えいただければ、成果がかなり違ってくるのではと思います。

(内田委員長)

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

では、私から少し。先ほどの対象者の方の聞き取りのときに、療養所から出られない一番大きな理由としては、やはり医療や福祉に関わることの理解が十分でないということをおっしゃっておられました。先ほど県からの報告にありました、医療や福祉に関与していらっしゃる方に対する研修会は是非継続して実施いただき、成果をあげていただけるとありがたいなと思います。

(小野委員)

以前もお話したことありますけど、医療や福祉に係るハンセン病問題への社会の対応はなかなか難しいですね。例えば、窓口で黙っているような方へも診察をスムーズに案内できる医療機関が増えたと思いますが、現実それがどれほど機能しているかどうか、僕も把握できていないところではあります。

(中委員)

大阪では府と大阪市が予算を出して、済生会がハンセン病回復者センターをつくっていますね。コーディネーターが付いていて、退所者とその家族、そして各療養所におる大阪出身者の相談相手とか、そういうことまでやっていますよね。そして退所者の医療に関するケア、府営住宅の入居のお手伝い、さらに引っ越しの準備まで、本当に細かいところまで気を遣ってやっています。

(小野委員)

皆様後期高齢者ですからね。いろんな施設に入居することがスムーズにいけるかどうか、それはやっぱり行政も含めてアイデアを練らないとならないのではないかと思います。

(中委員)

そうですね。また、問題になっているのは裏傷ですね。大阪の場合は、青木園長が月に一度診に来てくれるらしいです。おかげさまで、療養所のある地域の近くに住んでいる退所者は、健康保険で療養所に来て治療ができるようになりましたので、とても助かっているわけですが、近くに療養所がない人たちは困っているだろうと思います。

(坂本委員)

先般、県が実施した医療・福祉に関する研修会では、看護師の方の参加が多かったですけど、感想のアンケートの中身を見ると、裏傷のケアですとか、実務的で専門的な講義でしたので、初めてそういう話を聞き、非常に勉強になったというような声が多かったです。内田委員長からもご意見いただきましたが、引き続き29年度以降も継続して実施することを考えています。

(箕田委員)

研修会では、野上先生から専門的に裏傷のケアの話をしてもらったので、私自身も勉強になりました。やはり、専門医が話すとは違いますね。

(国立療養所菊池恵楓園副園長 野上玲子)

委員じゃないですけど発言してもよろしいでしょうか。

(内田委員長)

どうぞ。

(野上氏)

ありがとうございます。研修会でもお伝えしたのですけれども、ハンセン病だから特別ということではなくて、糖尿病でも裏傷によく似た、「足底潰瘍」というのが大きな問題になっています。そういったことから、糖尿病ネットワークを作るなどの対応をする中で、ハンセン病の後遺症の方も含めた対応ができるようになるのが一番いいと思います。京都大学などでは早い時期から足底潰瘍のケアを専門的にできる人を整えてやっているようで、対応も非常に進んでいます。決して、ハンセン病療養所の医者でないとできないことではないと付け加えさせていただきたいと思います。

(内田委員長)

重要な指摘ありがとうございました。他にありますか。

(遠藤委員)

希望を持って退所された方が高齢化されてきて、再入所せざるをえないということは、すごく不幸ですし、私たちにとっても力及ばずという思いがすごくします。

医療福祉の充実と同時に、そこまでをコーディネートする人が必要だと思います。大阪はまさにそれを回復者支援センターでされていて、本人が医療機関に説明をする負担をなくすような仕組みがスムーズに機能できればいいと思うのですが。

(中委員)

これをあんまり言うと、あなたは特別とすぐ言われますが、私個人としては、ある程度は当事者の勇気、社会の医療機関に行く勇気が必要だと思うのです。ただ、私は全国退所者連絡会の副会長をしておりますので、全体的なことを言うと、なかなかそういうことができない方が多いと思います。

(小野委員)

コーディネーター役はなかなか難しいので、皮膚科が窓口になるという方法が一番いいかなと私は思いますね。それから、ネットワークづくりのために協力病院等の広がりをもたせるですとか。こういったことをもうちょっと私たちが努力しないといけないのかもしれないし、野上先生に頑張ってもらわないといけないかなとも思います。

(3) その他

(内田委員長)

ありがとうございました。まだまだご意見ちょうだいしたいのですが、少し時間の関係でひとまず区切らせていただきます。

では、議題3のその他として、「熊本県立ハンセン病センター（仮称）」について、すこし意見交換をしたいと思います。熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書で設置の要望をしておりますが、設置の趣旨、機能等について委員の皆様からの意見をちょうだいできたらと思います。

(坂本委員)

その前に1つ、確認ですが、先ほど志村さんの方からいただいた資料の、「ハンセン病資料館委員会」というのはどのような委員会なのでしょう。社会交流会館の新館設置について検討するような会でしょうか。

(志村委員)

これまで検討を続けてますが、だいたいあっち行ったりこっち行ったりするものですから、もう決めないとどうにもならないだろうということで。13日に行きますけれど厚労省の方でやっているのは国立資料館の運営委員会というものです。厚労省難病対策課からも来られますので、ずっと申し上げているのですが、監禁室について、ここも早くなんとかしてくれということをお伝えしたいと思います。

厚労省は、最後の1人までみるということと、納骨堂は維持するという、この2つを確定しています。その他は確定していないということですが、早いうちに新しい社会交流会館についても設置をすすめていけたらと思っています。

(坂本委員)

新しい社会交流会館の設置を要望をされているというのはいかがでした。県立ハンセン病センター（仮称）ですが、これは情報発信等の機能を備えたものになると思いますので、性質的には今の社会交流会館が持っている機能と全く別ものにはなりえないの

ではないかと考えています。今後、新しい社会交流会館の設置を検討するような場があれば、その中でも県立ハンセン病センターの役割やあるいは機能ということについて、あわせて御議論いただけたらと、今の段階では思っております。

(志村委員)

私たちが大事にしている1つとして、明治42年からのカルテが残されています。世界中で110年になる患者のカルテが全部残っているというのは、これは大変な遺産であるというふうに思っています。それをなんとか残そうと、園と共に頑張っているところです。

(内田委員長)

委員の先生方から、泉さんも含めてご質問あるいはご意見があればちょうだいしたいと思います。

(小野委員)

昔、少し関わったことがあるのですが、資料の保存について、何を残すかというのは極めて重要だと思います。例えば、領収証類でも、事務的に捨てられて大変な思いをしたことがあります。何を捨てたらいいか、何を残すかというのは極めて重要で、本当は全部残すことができればいいのかもしれませんが、いろんな立場から幅広い意見をお聞きになった方がいいと思います。

(遠藤委員)

医療刑務所の所について、昨年11月に法務省に要望をしに行きまして参りました。法務省は思った以上に積極的に対応して頂いたのですが、志村さんも先ほど言われましたとおり、小中学校が隣接するというので、このままの状態に残していいのかという問題があり、これは説得の材料になっていると思います。

それから県の「無らい県運動」検証委員会こういう要望が出ているということも、大きなバックアップになると思うのです。自治会が残そうとしているのは、あくまでも国立療養所としての施設の中でのことなのでしょうが、こちらは県の主体性のもとに設置するセンターですからやはり教育中心の機能になりますでしょうか。そういう形で、医療刑務所地に県がセンターを設けるとなれば、国から県への施設譲り渡しを働き掛けるうえですごくいいチャンスが来ていると思うのですが。

(志村委員)

恵楓園には胎児標本についての碑がないですね。どこの療養所にも「墮胎児」とか、「胎児の霊」とか書いて碑があります。しかし、ご存知のとおり、うちの場合は胎児標本は残っていない。では、いつどうやって処分したのか。標本自体は残ってなくても、何年の何月に処分をしたというような記録があるとか、そこさえ分かればということで調査をしているのですが、職員が1日2時間ずつとかで調べてるのですが、まだ1件も出てこない。小野先生がおっしゃったように、なんでも残しておかないとですね、いざ発見したいと思っても出てこない。

(内田委員長)

おそらく、貴重ないろいろなものを残すということについては、どなたも異論はないと思うのですね。問題はその保存ということに柱に加えて、教育とか研究とか、そういう機能も加えるのか、あるいは基本的には保存ということのみを柱にするのか、まずこれが1つ大きな検討課題かなと思います。

(遠藤委員)

県立の施設としてつくる場合と、療養所の資料館としてつくる場合と、やはり仕訳といいますか、どういうところに特徴を置くかが大事で、区分けを明確にして両方揃って1つの大きな啓発運動の施設として考えられないかと思うのですが。

(泉氏)

資料の保存については、ぜひ園内だけではなくて、きちんと識者の、第三者の目を通すべきだろうと思います。県の検証委員会のときもそうでしたけど、県の資料はないということでしたが、結局、委員が再調査を要請したら出てきたということがあります。

それと、ハンセン病の場合は差別問題があるので特に難しいのですが、個人情報絡むカルテなんてそうでしょうけれども、ただ保存するだけでなく、研究資料としてどう公開、活用すべきかについてもお考えいただきたい。

もう1点、医療刑務所の話については、法務省がどれだけ検討しているのかということには気になっています。法務省は人権擁護を司る行政でありながら人権侵害の当事者であったということをもまだ整理検証していません。

(志村委員)

法務省は確かに謝っていない。

(泉氏)

ええ。法務省はやはり人権擁護を司る立場である以上、自分たちが犯してきた人権侵害をきちんと検証して、最高裁と同じように見解を出して反省すべきだと思います。その中で医療刑務所の保存というのも、法務省が当事者としての反省の上に立って残すという姿勢をまず示すべきじゃないかなと思います。

(内田委員長)

施設、資料の保存についてですけど、国のハンセン病検証会議で集めた資料を、検証会議が終わった後は多摩の資料館に引き継いだんですね。その後、われわれがその資料をおおうとしたらチェックがかかって、ほとんど使えない状態ということでした。

それでは何のために保存したのだという感じがしてしまいます。問題を検討していくための貴重な資料として使えるということが重要であって、もちろんマスキングをしたりプライバシーに配慮するというのは必要ですけど、使えるということが大事なので、置いておくだけということではないと思います。

そういう意味では、やはり今回この問題を考えていくときに、保存するとしてこれを活用できるということが大事だと思います。往々にして国は保存したら保存だけという形になってしまうことが多いですから、この点は一つポイントになってくると思います。

(志村委員)

この恵楓園の場合は、熊大の文学部が資料館に入って、いろんな資料を見ながら、学芸員になるための研究に活用している例がありますね。

(箕田委員)

資料のことについて言わせていただくと、今度、新たに造る社会交流会館はまず収蔵機能を持たせようということはもちろんであります、基本的に全てを包括したような形のものを造ればよいなと思っています。

整理が必要な資料は莫大にあるのですけれど、全く整理されていなかったもので、骨格標本問題を機に現在リスト化を進めている最中でして、それができてから、中身の精査に入ることを予定しています。

(遠藤委員)

県のセンター構想について、またこの後少し議論されたりということはありませんか。

(内田委員長)

本日はとりあえず先生方のご意見をちょうだいする意見交換の場を設けさせていただいたということです。今後、県の方でも本日のご意見を参考にいろいろと検討をしていただき、逐次ご報告いただければと思います。

改めて、この委員会でも、取り上げさせていただければと思っています。

それでは、お時間もございますので、事務局にお返しします。